



つなぐ
育む社協へ

資料

資料

- 用語等の説明
- 参考文献・資料
- 策定作業の経過
- 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会経営計画策定委員名簿
- 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会経営計画策定委員会設置要綱

1. ITパスポート試験

ITパスポート試験は、IT化が進んだ現代社会において、社会人として必要な基礎的能力を有していることを国が証明する試験「ITパスポート」(iパス)として、独立行政法人情報処理推進機構が実施しています。

ITパスポート試験は、情報処理技術者試験の一試験区分であり、「情報処理の促進に関する法律」に基づく国家試験です。共通キャリア・スキルフレームワークにおいては、情報処理技術者試験の初級レベル(レベル1)に位置づけられています。

具体的には、経営戦略、マーケティング、財務、法務など経営全般に関する知識をはじめ、セキュリティ、ネットワークなどのITの知識、プロジェクトマネジメントの知識など幅広い分野の総合的知識を問う試験です。

～独立行政法人情報処理推進機構ホームページより～

2. イン트라ネット

イントラネット(Intranet)とは、社内等で、限定された範囲でのコンピュータネットワークを構築する時に、インターネットの標準的な技術を利用することで、低コスト化とメーカー・販売会社の独立性を高めようとする取り組みです。また、そのようにして構築されたネットワークを指します。

たとえば、インターネットで普及している通信プロトコルを用いて社内の情報共有システムを構築することで、広く普及しているインターネット用のソフトウェアやハードウェアをそのまま利用でき、また標準化された技術を使うため、他社と協力してエクストラネット(特定の企業間で、インターネットを経由してイントラネットを相互接続したネットワーク)に拡張したりすることが容易になります。

～「イントラネット」『フリー百科事典 ウィキペディア日本語版』2013年3月8日 14:35 (UTC) URL:
<http://ja.wikipedia.org> 及び [ASCII.jp](http://ascii.jp) デジタル用語辞典より～

3. SNS

SNSは、(Social Networking Service) ソーシャルネットワーキングサービスの略称です。

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのことです。現在、SNSとしては、「Facebook」や「GREE」、「mixi」などが有名です。

SNSには、自分のプロフィールや写真を会員に公開する機能や、互いにメールアドレスを知られることなく別の会員にメッセージを送る機能、新しくできた「友人」を登録するアドレス帳、友人に別の友人を紹介する機能、会員や友人のみに公開範囲を制限できる日記帳、趣味や地域などテーマを決めて掲示板などで交流できるコミュニティ機能、予定や友人の誕生日などを書き込めるカレンダーなどの機能で構成されています。多くは、無料のサービスとなっており、サイト内に掲載される広告や、友人に本やCDなどの商品を推薦する機能を設け、そこから上がる売上の一部を紹介料として徴収するという収益モデルになっています。

～IT用語辞典 e-Words より～

4. NGO

NGOとは、Non-governmental Organization（非政府組織）の略称で、もともとは国連の場で政府以外の関係組織を示すのに使われていた言葉が広まったもので、最近では、NGOは開発、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の問題に自発的に取り組む非政府非営利組織を指すのに使われています。

～外務省ホームページ 国際協力より～

5. NPO

NPOとはNon Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人を、「特定非営利活動法人」（NPO法人）といいます。

法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

～内閣府NPOホームページ NPOのいろはより～

6. 基盤整備圏域

新宿区では、平成18年度から、区内を東（四谷・笹塚町・榎町）、中央（若松町・大久保・戸塚）、西（落合第一・落合第二・柏木・角筈）の3つのエリアに分けた「基盤整備圏域」を設定し、介護保険施設やサービスの整備を進めています。

7. 協働

一緒に力を合わせてともに協力しあって行動することですが、共同という言葉よりもお互いに深く機能し合うという意味合いがあります。「新宿区・地域との協働推進計画」では、区民・地域団体・ボランティア・NPO・事業者・行政などの様々な主体が、自発性・主体性のもと、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて、役割を分担し合い協力していくこととしています。「パートナーシップ」と同じ意味でも使われます。

8. 共同住宅

棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものを言います。（→参考 17. 集合住宅）

※ 1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれます。

※ 建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分しています。

～総務省統計局・国勢調査における共同住宅の定義より～

9. コーディネート

物事を調整してまとめ上げること。調和よく、組み合わせること。福祉の分野ではサービス等の連絡・調整を行う意味で使われています。

10. 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

地域に発生する高齢者の様々な課題・問題を解決するために、総合相談、包括的・継続的ケアマネジメ

ント、権利擁護・虐待防止など、地域包括ケア体制を担う地域の中心的な相談機関として、新宿区内 10ヶ所（直営1ヶ所、委託9ヶ所）に設置されています。

福祉・介護、保健、医療といったフォーマルなサービスと地域住民、ボランティア等による地域の支えあい活動などの住民主体の取り組みと連携し包括的にケアマネジメントを行います。

11. コミュニティ

日本では、多くは「共同体」と訳されますが、特定の地域を構成する共同体の社会としてとらえられています。明確な概念は確立されていませんが、「地域社会」、「地域圏」ととらえることもできます。

R. マッキーバーはコミュニティについて、「人間の共同生活が行われる一定の地域である。人間がともに住み、ともに属することによって、おのずから他の地域と区別されるような社会的特徴が現われる。それのみでなく、そこに住む人々は人間生活全体にわたる関心を持ち、したがってそこには共同体感情も生まれる。」と表現しています。

12. コミュニティワーク

コミュニティワークは地域援助技術とも言い、社会福祉援助技術のうち、生活環境の整備や社会資源の連絡調整など間接的に福祉サービスを提供する間接援助技術の一つです。

住民のニーズ、ネットワークに対応し、サービスを支える基盤整備や公私のネットワーク化、地域住民の福祉意識や態度の変容などのうえに成立する福祉コミュニティを形成する活動として位置づけられる専門援助技術です。

住民本位の立場に立ったコミュニティワーカーがこのような手法を用いて、地域に発生する社会福祉上の問題を地域住民自らが組織的に解決できるよう側面から援助を行います。

13. CSR

CSRとは、企業の社会的責任 (corporate social responsibility) の略称です。

一般社団法人日本経済団体連合会では、企業は、所得や雇用の創出など、経済社会の発展になくなくてはならない存在であるとともに、社会や環境に与える影響が大きいことを認識し、企業の社会的責任を率先して果たす必要があるとしています。

具体的には、企業は、これまで以上に消費者の安全確保や環境に配慮した活動に取り組むなど、株主・投資家、消費者、取引先、従業員、地域社会をはじめとする企業を取り巻く幅広い利害関係者との対話を通じて、その期待に応え、信頼を得るよう努めるべきあるとし、企業グループとしての取り組みのみならず、サプライチェーン（個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。）全体で社会的責任を踏まえた行動を促す必要性についてふれています。

さらには、人権問題や貧困問題への関心の高まりを受けて、グローバルな視野をもってこれらの課題に対応することが重要であるとしています。

～一般社団法人日本経済団体連合会ホームページ 企業行動憲章序文及び ASCII.jp デジタル用語辞典より～

14. 市民活動

ボランティア活動は、その活動に金銭的・物的報酬を求めない点に一つの特色があります。しかし一方で、NPOなどが社会的課題解決のために有償でサービスを提供し、収入を得て、その収入を活動のため

の財源にあてるといふ、非営利に基づく市民の活動も増えています。

市民活動とは、市民が社会的課題に自発的に取り組む公益性の高い継続的な非営利活動のことで、その多くは、活動目的に共感し、自発的に関わろうとする人々によってその活動が成り立っています。つまり、有償・無償にかかわらず市民活動を根底で支えているのは、こうした人たちの精神性によるものと言えます。

そして、市民活動は、市民の声を行政に反映させ、市民が自分たちの暮らしについて主体的に自己決定をして、社会へ参加するシステムをつくろうとする動きとなってきているものもあります。

15. 社会資源

人・モノ・カネ・場所・情報・経験などといった暮らしの課題の改善・解決を図るために活用される施設・設備、資金や物資、さらに集団や個人の有する知識や技能等（情報・知識・人材育成、交流行事、人脈、ノウハウやプロセスなど）の総称です。

16. 社協独自のセーフティネット事業

セーフティネットとは、もともとサーカスの空中ブランコの下に張られた網から由来し、社会的に広く安全網を準備する意味に使われています。一般的には、日本国憲法第 25 条に規定する、国民生活の最低限度の基準の保障という意味で用いられ、主に国の制度を軸として住民生活を守るためのしくみとされてきました。

しかし、本計画で言う「社協独自のセーフティネット事業」とは、これとは違うもので、行政の制度・サービスや民間のサービスなどでは充足できないニーズについて対応するとともに、対象者や援助内容について特別な条件を設けないことによって、いわゆる行政サービスの狭間などに置かれてしまう人などのニーズに対応していく事業のことを言います。原則として、他の資源・支援の活用を優先します。

17. 集合住宅

集合住宅は、一つの建物の中に、複数の世帯が入居している住宅の形態。法規上は共同住宅と長屋（タウンハウス）に大別されます。（→参考 8. 共同住宅）

～Wikipedia より～

18. 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人のために、財産管理や福祉サービスの利用、消費者被害の防止など本人を保護し支援する制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、すでに本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人の適任者を決定するしくみで、判断能力の程度によって補助、保佐、後見の 3 類型があり、それぞれ補助人、保佐人、成年後見人が選任されます。

任意後見制度は、本人が前もって能力が低下した時に備え、公正証書による任意後見契約を結び、任意後見人を決めておきます。本人の判断能力が不十分になった時、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することで契約が発効します。

19. 地域組織化活動

地域組織化活動とは、地域の様々な生活課題に対して、地域住民を組織化し主体的な課題解決につなげ、地域福祉の増進を図るための側面的な援助技術とされています。具体的には、地域におけるニーズと資源

の調整を行い、住民の主体的な参加による問題解決能力の向上、民主化された地域社会の構築、「福祉コミュニティ」の実現を目指すものです。地域のニーズに対し社会資源を計画により調整、地域社会の全体的な協調・統合を図ることを目指し、具体的な達成課題よりも、達成するまでの過程自体を重視し、住民の主体的な参加・住民の合意形成によって、地域社会の共同体を作り上げようとするものです。

日本では、「コミュニティ・オーガニゼーション」の理論を「地域組織化」と訳し、その展開は主に社会福祉協議会で実践されています。マレー・G. ロスの「コミュニティ・オーガニゼーション」の理論という「住民の主体的な参加による組織化」、「地域社会の団結、全体的調和の確立」という「組織化説」「統合説」の強い影響を受けました。

20. 地域福祉

高齢者、障害者、児童、母子および寡婦、低所得者などと、対象者ごとにとらえられている社会福祉について、地域社会を基盤に、住民参加にもとづく公私協働により福祉コミュニティ（従来の単なる地域共同体ではなく、地域の住民が地域福祉の向上のため、福祉施策や事業・活動を重視した福祉型の地域共同体）を構築し、住民一人ひとりの生活保障を実現していくという理論と実践方法をいいます。

21. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症、知的障害、精神障害など判断能力が不十分な方を対象に、その権利を擁護する事業。平成 12 年 4 月から施行された介護保険法に併せて、創設された成年後見制度を補完するもので、区市町村社協が本人、または代理人と契約を締結し、外部の有識者で構成される運営審査会の監督のもと、専門員及び生活支援員が福祉サービスの利用・契約の支援やそれに付随した金銭管理なども支援します。

22. 地域密着型の中間支援機能

中間支援とは、英語ではインターミディエイト（intermediate）で、仲介する、媒介するの意があります。市民や市民活動団体、行政、企業などの活動主体間で、それぞれが有する人、モノ、カネ、場所、情報、経験などを仲介、コーディネート（調整）することを一般的に言います。

こうした機能をもった中間支援組織は、地域団体間での情報やノウハウの交換、調査研究、人材育成、財政支援などを通して、地域活動団体の自立に向けた支援を行っていますが、地域住民組織・団体だけでなく、地域で自主的な活動をするグループの組織化から具体的な支援を行い、場合によってはNPOの立上げやその後の技術的支援を行います。

新宿社協では、住民の生活圏域（小地域）で地域組織化、ネットワークづくりをすすめていく社協本来の役割を「地域密着型の中間支援機能」として、独自の定義づけを行いました。

23. 地区協議会

各特別出張所の地区ごとに、区民の区政参画及び地域課題の解決の場として設置された住民及び団体を構成員とする協議機関です。新宿区は、地区協議会の活動が充実するよう支援し、区民との協働をすすめ、住民自治の充実を図ろうとするもので、以下のような役割があります。

- (1) 町会などの各種地域団体の情報共有、ネットワークを構築します。
- (2) 多様で開かれた協議会として、地区内の意見が集約される場とします。
- (3) 地域の日常的課題の解決策を検討します。
- (4) 基本計画等、区の計画に関して、区と意見交換・提案をします。
- (5) 各地区の将来の姿を検討し、区へ提言します。

24. デジタルメディア

デジタルメディア (Digital media) は、パソコンなどを用いたウェブサイト、電子メールなどの伝達経路のことです。近年では携帯電話もデジタルメディアに含まれるようになってきました。

デジタルメディアには、他のメディアには見られないいくつかの顕著な特徴があります。(1)情報の伝達が双方向で、かつ1回当たりの伝達にかかるコストがきわめて低い、(2)伝達する情報の量や距離によってコストがほとんど変わらない、(3)コンピュータによる高速な情報処理を組み合わせると、個別のコミュニケーション相手に合わせた高度な対応が自動で可能、といったことです。

その他のデジタルメディアの特徴としては、マス媒体と違って顧客が必要な情報だけを選別して受容する傾向があるため、顧客が知ろうと望まない情報を一方的に伝えるのが難しいことがあります。顧客の望む情報を企業が提供できた場合のコミュニケーション効果は非常に高いものの、逆に顧客の望まないコミュニケーションはほとんど効果を生まないといったこともあります。

～グロービス「MBA経営辞書」サイトより～

25. 日常生活圏域 (小地域)

地域福祉活動の多くは、地域に生活する住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題解決への取り組みです。したがって、自ずとそのような課題が見える小さな圏域を単位として行われるため、住民自身が地域の生活課題に気づくことのできるような、お互いに顔の見える環境が住民の生活圏域と言えます。こうした圏域を単位とした住民主体の取り組みが小地域福祉活動です。

しかし、この生活圏域の大きさは地域の状況や課題などによって変わるものであり、一定の領域として決められるものではありません。

新宿区では、平成24年度からの高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画において、高齢者人口や、民生委員・児童委員、町会・自治会、地区協議会などの地域における活動の単位を考慮して、特別出張所管轄区域を「日常生活圏域」と位置づけました。

26. BCP (事業継続計画)

BC: Business Continuity (事業継続) は、災害がもたらす被害の拡大や地球規模で広がる災害の脅威を背景に生まれた概念で、不測の事態が発生した場合に、企業経営への影響を最小限に食い止め、社会や人々の生活の基盤を守ろうという考え方です。

大規模な災害等によって事業が停止する場合、援助を必要とする方々へもたらされる影響は深刻なものとなります。こうした不測の事態に対する備えとして、重要な事業の継続をどのように実現していくか、その手法や手順を具体的に明らかにしたものがBCP: Business Continuity Plan (事業継続計画) です。

現状分析の結果を踏まえて、重要な事業を必要な時間内に再開し継続させるために、事前にどのような対策を講じておくべきか、非常時にどういった手続きを踏むべきかを考え、計画として文書化したものを言います。

27. PDCAサイクル

PDCAサイクルは、マネジメントサイクルと呼ばれる管理類型の一種です。自らがすべきことについて、計画 (P)、実行 (D)、確認 (C)、改善 (A) を行い、次の取り組みの計画に活かしていくという一連の管理プロセスです。

P…Plan (計画) 正しい判断を下し、仕事そのものを計画し、実行可能な形にしていく

- D…Do (実行) 仕事を効率的・効果的にすすめるための具体的な行動を起こす
- C…Check (確認) 仕事の成果の評価・分析及び問題点を見つける
- A…Action (改善) 状況の変化に応じて計画や方向を修正し、現実化していく

28. ブログ

ブログ (blog) は、個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的な Web サイトの総称です。

内容としては、時事ニュースや専門的トピックスに関して自らの専門や立場に根ざした分析や意見を表明したり、他のサイトの著者と議論したりする形式が多く、従来からある単なる日記サイト（著者の行動記録や身辺雑記）とは区別されることが多いです。

インターネットの普及につれて、多くの人が個人の Web サイトで日記をつけ始めましたが、Web 日記は紙の日記と異なり、その内容が広く一般に公開されており、ほかのサイトからリンクされたり論評されたりします。また、電子メールなどを通じて著者と読者がコミュニケーションをはかったり、特定のトピックスについて電子掲示板で多人数で論議することも容易です。

そうした環境の中で Web 日記は独自の進化を遂げ、それまでの個人サイトでもない、紙の日記でもない新しいメディアとして広がりました。そうした新しい形式の日記風サイトを指す言葉として「Web」と「Log」（日誌）を一語に綴った「weblog」（ウェブログ）という言葉が誕生し、現在では略して「blog」（ブログ）と呼ばれることが多くなっています。

～IT用語辞典 e-Words より～

29. ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネーターとは、生命、平和、人権が尊重され、個々人が自己実現や生きがいを追及できるような、多様で豊かな市民社会を市民たち自身の手でつくっていく活動（ボランティア活動）を連絡・調整、支援する専門職のことを言います。

●参考文献・資料一覧

参考文献等

- ・「広辞苑」第5版／岩波書店
- ・「コミュニティワーク入門」／杉本敏夫・斉藤千鶴／中央法規出版
- ・「社会福祉基本用語集五訂版」／シリーズ・21世紀の社会福祉編集委員会編／ミネルヴァ書房
- ・「社協の底力 地域福祉実践を拓く社協の挑戦」／伊賀市社会福祉協議会／中央法規出版
- ・「新版地域福祉辞典」／日本地域福祉学会／中央法規出版
- ・「地域福祉新時代の社会福祉協議会」／山本主税・川上富雄／中央法規出版
- ・「よくわかる不測の事態に備える事業継続 BC入門」／FOM出版（富士通オフィス機器株式会社）
- ・「高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」／新宿区
- ・「地域における『新たな支え合い』を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」／全国社会福祉協議会
- ・「新・社会福祉協議会基本要項」／全国社会福祉協議会
- ・「社協・生活支援活動強化方針」／全国社会福祉協議会
- ・「みんなが主役！身近な地域のまちづくりプラン 住民福祉活動計画・2004」／新宿区社会福祉協議会

参考資料等

- ・「国勢調査 区市町村町丁別報告 平成7・12・17・22年」／東京都総務局統計部人口統計課
- ・「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）／国立社会保障・人口問題研究所
- ・「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）／国立社会保障・人口問題研究所
- ・「日本の都道府県別将来推計人口」（平成25年1月推計）／国立社会保障・人口問題研究所
- ・「新宿区の将来人口推計（中位推計）」（平成25年1月）／新宿区自治創造研究所
- ・「新宿区の統計」（平成4年～各年）／新宿区地域文化部地域調整課
- ・「平成24・25年度 新宿区の概況」／新宿区総合政策部企画政策課
- ・平成23年東京都人口動態統計年報（確定数）のあらまし
- ・金涌佳雅，谷藤隆信，阿部伸幸，野崎一郎，青柳美輪子，落合恵理子，森晋二郎，舟山真人，福永龍繁．東京都23区における孤独死統計（平成15～19年）：世帯分類別異状死統計調査．東京都監察医務院編，2011より
- ・金涌佳雅，阿部伸幸，谷藤隆信，野崎一郎，森晋二郎，舟山真人，福永龍繁．東京都23区における孤独死統計（平成20～23年）：世帯分類別異状死統計調査．東京都監察医務院編，2012より

●策定作業の経過

	会議名	日付	検討内容
1	第1回策定委員会	4月25日	委嘱状伝達、検討のすすめ方・スケジュール、計画体系に、計画見直しからの事業推移
2	第2回策定委員会	5月27日	平成24年度事業評価の結果報告、社会福祉協議会を取り巻く環境（人口、高齢者、見守り協力員等の推移）
3	第1回推進部会	6月13日	第2次経営計画まとめ（第2次経営計画の振り返り）、第3次経営計画体系について
4	第2回推進部会	6月28日	（仮称）三栄町分室、小地域展開の推進
5	第3回策定委員会	7月12日	計画体系案について 平成24年度事業評価（法人経営事業）
6	第3回推進部会	7月31日	地区部会報告、委託事業・補助事業について
7	第4回推進部会	9月4日	法人経営事業ほかについて （地区パートナー制度、地区部会・推進部会、資金貸付事業、地域福祉権利擁護事業・成年後見制度利用推進事業、災害時の組織、会員増強と自主財源の確保）
8	第4回策定委員会	9月17日	第3次経営計画素案について
9	第5回策定委員会	10月25日	第3次経営計画素案について
10	第6回策定委員会	1月27日	パブリック・コメントの実施報告について 第3次経営計画案について
11	第7回策定委員会	2月24日	第3次経営計画案策定報告について

<その他の策定作業>

◆策定委員会、推進部会合同フリートーキングの開催（9月6日）

策定委員からの提案で職員も参加してグループ討議を行い、議論内容の理解と共有を図りました。

◆パブリックコメントの実施（11月20日～12月10日）

新宿社協の広報紙「けやき」、ホームページ及び新宿区の「広報しんじゅく」で意見募集を行ったほか、新宿区民生委員・児童委員協議会、新宿区障害者団体連絡協議会等の会合や新宿社協主催の地区パートナー懇談会などで説明及び意見募集を行いました。

計画素案の閲覧は、新宿区では福祉部地域福祉課、各特別出張所に、新宿社協では高田馬場事務所及び各地区ボランティア・地域活動サポートコーナーに窓口を設置して実施しました。

広報紙では音声CDの用意、新宿社協高田馬場事務所では、点字による代読・代筆の案内を用意しました。

意見用紙による意見 6名・12件、地区パートナー懇談会アンケートによる意見 63名・63件、計画素案概要版配布 約640部

●社会福祉法人新宿区社会福祉協議会経営計画策定委員名簿

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会経営計画策定委員

自 平成 25 年 4 月 25 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

(敬称略)

種 別	氏 名	主 な 活 動	備 考
学識経験者	森 本 佳 樹	立教大学コミュニティ福祉学部教授	委員長
	長 野 基	首都大学東京都市環境学部准教授	
協議会役員	貫 名 通 生	新宿区民生委員・児童委員協議会代表会長	副委員長
	鱒 沢 信 子	新宿区民生委員・児童委員協議会代表副会長	
	前 田 昇	新宿区町会連合会副会長 (落合第一地区町会連合会会長)	
社会福祉を 目的とする 事業者	伊 藤 清 和	特定非営利活動法人ハミッツ理事	
	後 藤 八重子	榎町高齢者総合相談センター管理者 (地域包括支援センター)	
	矢 沢 正 春	新宿区障害者福祉協会常務理事	
民間事業者	山 本 武 史	小田急電鉄株式会社経営企画部課長	
専門分野	後 藤 浩 二	スープの会代表	
	長谷川 洋 昭	公益社団法人東京社会福祉士会 新宿区社会福祉士会事務局長	
	本 多 香奈子	神楽坂あそびの杜代表	
行政職員	赤 堀 充 男	新宿区福祉部地域福祉課長	
	山 田 秀 之	新宿区地域文化部地域調整課長	
協議会職員	伊 藤 陽 子	新宿区社会福祉協議会常務理事・事務局長	
オブ ザーバー	近 藤 優 美	東京都社会福祉協議会地域福祉部 (平成 25 年 9 月 17 日まで)	
	吉 田 真 也	東京都社会福祉協議会地域福祉部 (平成 25 年 10 月 25 日から)	

●社会福祉法人新宿区社会福祉協議会推進部会委員名簿

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会推進部会委員

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

(敬称略)

種 別	氏 名	主 な 活 動	備 考
協議会役員	貫 名 通 生	新宿区民生委員・児童委員協議会代表会長	部会長
	鱒 沢 信 子	新宿区民生委員・児童委員協議会代表副会長	
	前 田 昇	新宿区町会連合会副会長 (落合第一地区町会連合会会長)	
学識経験者	長 野 基	首都大学東京都市環境学部准教授	副部会長
広域活動	伊 藤 清 和	元富士ゼロックス東京(株) CSR 部社会貢献推進グループ 特定非営利活動法人ハミッツ理事	
地区部会 委員	福 島 範 郎	四谷・若松町地区部会	
	本 多 香奈子	笹笥町・榎町地区部会	
	後 藤 浩 二	大久保・戸塚地区部会	
	長谷川 洋 昭	落合第一・落合第二地区部会	
	金 親 浩 一	柏木・角筈地区部会	
東京都社会 福祉協議会	近 藤 優 美	地域福祉部地域福祉担当 (平成 25 年 9 月 17 日まで)	
	(欠 員)		

●社会福祉法人新宿区社会福祉協議会経営計画策定委員会設置要綱

平成16年10月14日
16新社協第1207号
会長 決定

新宿区社会福祉協議会経営計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の事業及び組織等に関する経営計画を策定するため、協議会に新宿区社会福祉協議会経営計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、協議会の主たる事業、組織、人事、人材育成及び財政等を内容とする新宿区社会福祉協議会経営計画について検討を行い、その結果を協議会会長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる人数について、協議会会長が委嘱する。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3人以内 |
| (2) 協議会役員 | 3人以内 |
| (3) 社会福祉を目的とする事業者 | 3人以内 |
| (4) 民間事業者 | 2人以内 |
| (5) 行政職員 | 2人以内 |
| (6) 専門分野 | 3人以内 |
| (7) 協議会職員 | 2人以内 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第7条 委員等が委員会に出席したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会役員その他の役職者の費用弁償に関する規程第3条の規定による部会及び委員会の委員の額を適用する。

(推進部会との連携)

第8条 策定委員会は、具体的事項の検討や計画素案作成のために推進部会と連携を図り、地域の課題や現状について調査・検討を依頼し、報告をもとめることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、法人経営課が担当する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

策定を終えて

新宿区社会福祉協議会の第3次経営計画が、1年近い策定委員会での議論を経て完成しました。この間、策定委員会の委員の方々、推進部会や地区部会の方々、社協職員や関係者の方々の熱心な参加を得て、無事に作業が終了したことを、まずお礼申しあげます。特に担当部署の職員の方々には、議論が積み重なるたびに加除修正を行い、中身の濃い計画に練り上げていただいたことに、改めて感謝いたします。

日本社会は、「団塊の世代」が後期高齢者になる2025年に向けて、あらゆる体制を再編する必要に迫られています。人口の減少が続き、その中で少子化高齢化が進展し、家族人員も減少する中で、これまで家族が担うと期待されていた福祉的機能も衰退し、一方で、社会保障費は増加し、このままでは誰もが安心して暮らしていける社会の存続自体が危ぶまれています。

昨年8月の社会保障制度改革国民会議報告書が指摘しているように、今後は、高度成長時代の「1970年代モデル」から「21世紀（2025年）日本モデル」への転換が求められており、その基幹となる考え方として「地域包括ケアシステム」が提唱されています。今のところは高齢介護の領域で先行してその構築が進められていますが、地域包括ケアシステムは、高齢者だけではなく、子ども、障がい者、生活困窮者さらには暮らしの上でちょっとした困りごとを抱えた人にも適用できるような広い概念として考えられています。そしてその中で、地域社会が担う役割に大きな期待が寄せられています。

新宿区は、オフィス街、商業施設、娯楽施設、戸建て住宅や大規模団地、学生街、公園などを有する、日本の都市社会の象徴とも言える地域であり、都市部が抱える課題をそのまま内包しつつも、その有力な解決策の一つであるソーシャル・キャピタル（豊かな近隣関係や活発なボランティア・NPO活動など）にも恵まれた、絶好の福祉実践の場であると言えます。

言うまでもなく、計画は実行してこそ意味があります。積み残した課題も多くありますが、「走りながら考える」計画として、その実現に向けて、多くの方の参加と協力を得ながら、今後も努力していきたいと思えます。

平成26年3月

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
経営計画策定委員会
委員長 森本佳樹



印刷物制作番号
2013-008
発行部数 1,500 部



新宿区社会福祉協議会 第3次経営計画 2014～2018

平成26年3月

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目17-20
Tel:03(5273)2941 / Fax:03(5273)3082

